

ステンレスプレハブ加工管に関する積算について

機械設備工事に用いる給水管のうち、ステンレスプレハブ加工管の積算について、令和7年2月告示工事から下記の運用としますのでお知らせいたします。

記

1 積算方法

- (1) ステンレスプレハブ加工管の材料費（工場製作加工費、経費等を含む）は複数の製造業者より見積を徴収し、実勢価格を踏まえ単価を定める。
- (2) 現場で施工する配管据付費は公共建築工事積算基準の歩掛りを準用し、口径ごとに代価表で単価を作成する。

2 配管据付費の代価表作成方法

配管据付費については、公共建築工事積算基準の歩掛りを準用し、代価表により単価を作成する。

(1) 歩掛り

公共建築工事積算基準（令和6年版）

第4編 機械設備工事

第1節 新営工事 第1節共通工事 1 配管工事 (2) 細目工種

表 M1-1-39 一般配管用ステンレス鋼鋼管（冷温水・給水）ハウジング形管継手及びフランジ接合の歩掛りを用いる。

(2) 代価表単価作成例

代価表単価の作成例を以下に示す。詳細は【別添】を参照。

なお、【別添】は一例として令和6年4月単価を採用している。

- ア 一般配管用ステンレス鋼鋼管の単価は採用月の呼び径に応じた資材単価を用いる
- イ 一般配管用ステンレス鋼鋼管の数量[m]はフランジ接合の1[m]とする
- ウ 一般配管用ステンレス鋼鋼管の乗率は接合材等、支持金物算出用のため「0」とする
- エ 接合材等はフランジ接合の歩掛り「管単価×0.03」とする
- オ 支持金物はハウジング形管継手の歩掛り「管単価×0.1」とする
- カ 配管工[人]はハウジング形管継手の呼び径に応じた歩掛りを用いる
なお、配管呼び径60SU未満は直近上位である60SUの歩掛りとする
- キ その他の乗率は各種配管工事とし、率対象は配管工とする
- ク 改修工事は配管工[人]の歩掛りに1.2を乗じる

3 適用

令和7年2月告示工事から

【お問い合わせ先】

都市局建築部機械設備課

電話：011-211-2828